

審 査 基 準

令和7年3月24日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、第106条の3第2項（免許証の返納等）第106条の4第2項（免許情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の7（取消しの申請等）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：(1) 特定免許情報の記録の場合 即日 (2) 運転免許証の場合 ア 島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター 即日 イ 各警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く）及び広域交番 4週間（隠岐の島警察署及び浦郷警察署は5週間）
申 請 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、各警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。）及び広域交番
問 い 合 わ せ 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、各警察署及び広域交番
備 考：